

札幌市告示第1115号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成27年札幌市告示2656号で要措置区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成28年（2016年）4月8日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地  
札幌市豊平区平岸1条12丁目2の一部
- 2 特定有害物質  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
盛土